

**令和8年度 地方職員共済組合広島県支部
・ 広島県職員互助会の福利厚生事業の概要**

1 掛金等

＜共済組合掛金・保険料＞

区 分		掛金・保険料率	
短期給付掛金等		標準報酬月額及び期末勤勉手当の額の49.36%	
介護保険料		〃	7.59%
子ども子育て掛金		〃	1.15%
長期給付分	厚生年金保険料	〃	91.50%
	退職等年金掛金	〃	7.50%

＜互助会掛金＞

一般職員(再任用短時間勤務職員を含む)は給料月額の0.6%
被扶養者のない期間は0.45%
短時間勤務職員は標準報酬月額の0.53%
被扶養者のない期間は0.4%

2 給付制度の概要 (ダイヤルイン) 082-513-2262

事 項	共 済 組 合		互 助 会	
	給付の種類	内 容	給付の種類	内 容
職員が病気にかかったとき	療養費	総医療費の7割	病気療養見舞金 ※毎年度3月末の決定時に会員資格を持つ者とその被扶養者が対象です	(本人) {総医療費-共済組合算定給付-2,800円控除(1,000円未満不支給)}の合計額の7割(年間100,000円まで)
	一部負担金 払戻金又は高額療養費	総医療費-療養費-25,000円控除 ※標準報酬月額が530,000円以上の職員は、50,000円控除 (高額療養費:一定額超の部分)		(家族) {総医療費-共済組合算定給付-2,800円控除(1,000円未満不支給)}の合計額の7割(1人当たり年間100,000円まで)
家族が病気にかかったとき <u>※被扶養者であることが要件です</u>	家族療養費	総医療費の7割	健康増進奨励事業	年度内を通じて医療機関等にかからなかった場合 5,000円 ※各年度一年間を通しての会員本人が対象
	家族療養費 附加金又は高額療養費	総医療費-家族療養費-25,000円控除 ※標準報酬月額が530,000円以上の職員の家族の場合は、50,000円控除 (高額療養費:一定額超の部分)		
医療機関等にかからなかったとき	—	—	—	—
職員が出産したとき	出産費	定額給付500,000円(産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合)	—	—
	出産費 附加金	30,000円		
	出産手当金	<u>出産により勤務に服することができず、報酬の全額または一部が支給されない場合に、</u> 出産日の42日前(多胎妊娠は98日)から出産日の56日後までの期間について標準報酬日額×2/3で算出した額が支給		
職員が育児休業をしたとき	育児休業 手当金 ※1	①育児休業開始日から180日に達するまでの間 1日につき、標準報酬の日額×67/100 ②残りの期間(子が1歳に達する日まで) 1日につき、標準報酬の日額×50/100	育児 応援金	会員が育児休業を取得した場合に、共済組合の育児休業手当金等の給付対象外期間1日につき3,000円を給付(支給上限100,000円)

職員が育児休業をしたとき	育児休業支援手当金	組合員及びその配偶者の方が対象期間内に育児休業等を取得した場合、最大28日間、標準報酬の日額の13%が支給されます。	—	—
	育児時短勤務手当金	組合員の方が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、報酬の最大10%に相当する額が支給されます。	—	—
家族が出産したとき	家族出産費	定額給付500,000円（産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合）	—	—
	家族出産費附加金	30,000円	—	—
職員が死亡したとき	遺族厚生年金	遺族がいる場合（短時間勤務職員は日本年金機構での手続きになります。）	—	—
	埋葬料	50,000円（被扶養者がいない場合は、50,000円の範囲内で実費）	死亡弔慰金	会員の死亡 100,000円 配偶者の死亡 30,000円
	弔慰金	災害死亡時・標準報酬の月額		
家族が死亡したとき	家族埋葬料	定額給付 50,000円	—	—
家族が死亡したとき	家族弔慰金	災害死亡時・標準報酬月額×70/100	遺児育英資金	遺児1人につき 100,000円
病気のため給料が減額または支給されなくなったとき	傷病手当金	1日につき、標準報酬の日額×2/3 ※詳細については、福利課給付年金係へお問合せください。 ※障害厚生年金等と併給調整有り	休業見舞金	休職となり給料が減額され始めたときから3か月を経過した会員 100,000円
	障害厚生年金	障害等級1級～3級に該当した時（傷病の初診日により共済組合又は日本年金機構での手続きが必要です。）	—	—
職員が介護休暇を取得したとき	介護休業手当金 ※1	介護休業の日数を通算して介護休業手当金の支給日数が66日を超えない範囲で、1日につき、標準報酬の日額×67/100	介護支援金	共済の介護手当金給付終了後、1日につき 3,000円（100,000円まで） （ただし、共済組合等の給付対象期間終了後も引き続き介護休暇期間がある場合）
家族の病気等で欠勤したとき	休業手当金	1日につき、標準報酬の日額×50/100	—	—
天災などで損害を受けたとき	災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数×標準報酬の月額	災害見舞金	共済組合の災害見舞金の給付額に応じて100,000円～20,000円又は20,000円以下の必要な額
リフレッシュ休暇を取得するとき	—	—	リフレッシュ事業 （リフレッシュ厚生計画の適用者のみ）	会員期間が10年以上で4月1日現在40歳の者に旅行券30,000円分を交付

※1 雇用保険での給付がある場合、共済組合からの給付はありません。

3 その他の給付事業の概要 (ダイヤルイン) 共済：082-513-2260、互助会 082-513-2262

区分	項目	内容
共済	メニュー事業	組合員が行う自己啓発や健康増進等の一定の事業に対して助成金を交付 ①自己啓発事業（資格試験の受験費用、文化教室の受講料など）上限 5,000 円 ②健康増進事業（スポーツ観戦、映画やコンサートのチケット代など）上限 4,000 円 ※ ①か②は、いずれか一方のみ請求ができます。併用はできません。 ※ 領収書・半券等が必要。 * 令和8年度分から、電子申請が可能になりました。
共済	宿泊施設利用助成	指定宿泊施設に宿泊した場合に助成金を交付（2,000 円／人・泊 年間 15 回まで） ※ 宿泊料が 2,000 円未満の場合は制限あり ※ 公務出張及びその前後の宿泊は対象外 ※ 申請書に宿泊証明を受ける必要があります。領収書及び明細書が必要。
共済	歯科検診・ 歯石除去費用 助成事業	歯科検診・歯石除去を実施した場合（対象者は、当該年度の 4 月 1 日に満年齢が奇数年齢の組合員。）に上限 3,000 円を交付 ※複数回実施した場合は合算可
共済	禁煙治療費 助成事業	医療機関において禁煙治療を完了した場合に受診料、薬剤料及び証明手数料の総額の 2/3 を交付（上限額：12,000 円）。途中で治療断念した場合は不交付。 ※ 1 組合員につき 1 回のみ
互助会	インフルエンザ 予防接種助成事 業	年 1 回のみインフルエンザ予防接種ワクチン費用の 3/4 を助成 ※実施期間中の会員本人のみが対象
互助会	婚活応援事業	婚活イベント等参加費を助成（上限額：年間 10,000 円）
互助会	育児情報提供事 業	2 歳未満の子を養育している場合：希望者に産休・育休・復職情報誌、育児情報誌提供

ぜひ、ご利用下さい！ 詳しくは福利厚生情報ページへ。
職員ポータルリンク集 → 各課ホームページの「福利課(福利厚生)」 → 「福利厚生情報ページ」
* 申請書等もこちらから取り出してください。



4 生活習慣病予防検診事業

実施期間が決まっています。毎年度実施通知がなされますので、それに従ってください。

通院ドック等 (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 45 歳以上及び 35 歳以上の奇数年齢の組合員の通院ドック（県・共済費用負担） 自己負担 1 割
（通院ドックの受診機会に合わせてがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診、脳ドック、骨密度検査）可能。自己負担 1～2.5 割）
- ・ 31 歳及び 33 歳の組合員のミニドック（県・共済費用負担） 自己負担 1 割
- ・ 35 歳以上の奇数年齢の被扶養者の通院ドック実施（共済費用負担） 自己負担 2 割
※ 一年を通じて勤務する見込みの職員が対象

単独型・巡回型がん検診 (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診、脳ドック、骨密度検査（県・共済・互助会費用負担）
自己負担 1～2.5 割
※ それぞれに年齢要件あり。

5 その他

貸付事業（共済） (ダイヤルイン) 082-513-2260

- ・ 自動車の購入など組合員が臨時に資金を必要とする場合に借用事由に応じた様々な貸付を実施
※ 退職時は、貸付残高を一括弁済する必要あり
※ 住宅貸付については、任期が 1 年を超えない場合は利用できません。
* 貸付金利、貸付限度額等の詳細については別紙 1

貯金事業（共済）

（ダイヤルイン）082-513-5720

- ・毎月の給料及び6月、12月の期末勤勉手当から定額を天引きする積立貯金が利用できます。
- ・積立貯金加入申込・払い戻し方法等の詳細は、福利厚生情報ページ（共済貯金）をご覧ください。
 - ※ 貯金の利率：年0.6%（令和8年4月からの予定利率）
 - ※ 会計年度任用職員については、システム構築中のため、当面对象外となります。

あっせん事業（互助会）

（ダイヤルイン）082-513-2262

- ・旅行商品や宿泊費、施設利用料、ローン等で民間事業者との提携により割引利用ができます。
- ・詳しくは福利厚生情報ページをご覧ください。また、公演等のイベント割引は適宜全庁掲示板でお知らせしています。

診療所（共済）

（ダイヤルイン）082-513-5710

- ・農林庁舎1階に診療所を開設しています。
- ・内科(放射線科を含む)一般診療のほか、花粉症やドライアイの治療等も行っています。待ち時間もほとんど無しで受診でき、院内処方なので薬局に行く手間もかかりません。
 - ※ 診療時間 9時～11時30分・13時～15時30分（月・水・木・金曜は午後休診）

図書室（共済）

（ダイヤルイン）082-513-2260

- ・本館地下1階に図書室を開設しています。
 - ※ 貸出日 水曜日・金曜日 12時15分～13時 ※ 貸出期間 2週間（3冊まで）

理容所（共済）

内線 5736

- ・本庁本館地下1階に開設しています。営業日・時間等は、福利厚生情報ページをご覧ください。

※給付によっては対象とならない給付もありますので、ご注意ください。

【手続きにかかる様式は、こちらに掲載しています】

○福利厚生情報ページ・・・

リンク集>福利課（福利厚生）>福利厚生情報ページ

○グループウェアが見られない方は広島県ホームページから・・・

組織で探す>総務局>福利課>【福利厚生】情報ページ

(単位：%)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	最低保障	年利	弁済回数	備考	
普通	組員が臨時に資金を必要とするとき。	組員資格取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内		
住宅	組員が自己の居住のための住宅の新築、増改築、修理、購入又は敷地の取得のために資金が必要なとき。	組員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率 (退職手当相当額) 1,800万円限度	1～3年 100万円 3～7年 400万円 7～12年 700万円 12～17年 900万円 17年～ 1,100万円	1.26	360月以内		
災害貸付	一般災害	組員又はその被扶養者の水 震火災等の災害又は盗難等による損害	組員資格取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	0.93	120月以内	
	住宅災害 新規貸付	組員の住宅又はその敷地の 水震火災等による災害(1/5程度)	組員期間 1年を超える (※)	住宅貸付に同じ	1～2年 100万円 2～7年 400万円 7～12年 700万円 12～17年 900万円 17年～ 1,100万円	0.93	360月以内	据置あり
	住宅災害 再貸付	現に住宅貸付又は住宅災害新規貸付を受けている組員の住宅又はその敷地の非常災害による損害	組員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率×2 (退職手当相当額) 1,900万円限度	1～2年 150万円 2～7年 450万円 7～12年 750万円 12～17年 950万円 17年～ 1,150万円	0.93	360月以内	
在宅介護 対応住宅	要介護者に配慮した住宅に係る住宅貸付又は住宅災害貸付を借り受けるとき。	組員期間 1年を超える (※)	住宅貸付・住宅災害貸付に300万円限度に加算	住宅貸付 → 災害貸付 →	1.00 0.93	360月以内		
特別貸付	医療	組員又は被扶養者が療養のために資金が必要なとき。	組員資格取得日から	給料月額×6倍 100万円限度	—	1.26	120月以内	
	入学	組員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が進学のために資金が必要なとき。	組員資格取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	修業年数に応じた据置あり
	修学	組員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が修学のために資金が必要なとき。	組員資格取得日から	各月15万円 (年額180万円)	—	1.26	150月以内	
	結婚	組員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻で資金が必要なとき	組員資格取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	
	葬祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母の葬祭を行うため、資金が必要なとき。	組員資格取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	
出産	組員又は被扶養者が出産のために資金が必要なとき	組員資格取得日から	出産費・家族出産費に相当する額	—	無利子	出産費等支給時に弁済		
高額医療	組員又は被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養に係る資金が必要なとき。	組員資格取得日から	高額療養費に相当する額	—	無利子	高額療養費支給時に弁済		

※ 借受資格が組員期間1年を超えることが条件の貸付については、任期が1年を超えない場合は、利用できない。

注 1 随時弁済をする場合は、全部弁済、一部弁済とも毎月25日までに指定口座へ振り込む。

2 育児休業・介護休暇期間中は、本人の申請により、元金及び利息について償還猶予の制度がある。ただし、職務復帰後は、各月の返済額と当該猶予額の1月分を合わせて返済することとなる。